

様式第2号 (政務活動実施報告書)

平成 28年 12月 6日

井原市議会議長
上 野 安 是 様

井原市議会議員

貴 戸 利 昭

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実 施 期 間	平成28年11月21日(月) ~ 11月22日(火)
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	全国市長村国際文化研修所 滋賀県大津市唐崎二丁目1番1号
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	平成28年度 第3回市町村議会議員特別セミナー
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	谷 隆徳(旧経済新聞社編集委員) 佐々木 毅(元東京大学) 多々見 良三(舞鶴市長)・山崎 史郎(元内閣官房)
5. 活 動 内 容	別添のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。



平成28年度第3回市町村議会議員特別セミナー

2016年11月21日

メディアから見た地方分権

日本経済新聞 谷 隆徳

まず、皆さんにお聞きします

地方分権改革について

もっと進めるべきと考える方？ 受講者の90%

現状でとりあえずいいと考える方？ 受講者の10%

私も、進めるべきと答えた。(103名中)

分権改革を振り返る

その1

- ・1995年 地方分権推進法成立
- ・2000年4月 地方分権一括法を施行

機関委任事務を廃止

国と自治体は「上下・主従」から「対等・協力」の関係に
自治体の条例制定権が広がる

権限移譲（農地転用、都市計画など35法律を改正）

事務処理特例制度の創設

（条例で都道府県から市町村に権限移譲を可能に）

その2

地方分権推進委員会がまとめた最終報告〔2001年6月〕

未完の分権改革

現状は「ベースキャンプを設けた」に過ぎず

第2次、第3次の改革断行を

残された課題を列記

- ①地方財政秩序の再構築（国と地方の税源配分の見直し）
- ②法令による義務付け・枠付けの緩和
- ③新たな地方自治の仕組みの検討（市町村合併、道州制、連邦制）
- ④事務事業の移譲
- ⑤住民自治の拡充と地方自治法による規制緩和
- ⑥「地方自治の本旨」の具体化（憲法との関係）

その3

2003年から2005年

三位一体改革

地方向けの補助金4兆円を削減、国から地方へ3兆円を移譲

（実際には削減された補助金は4,6兆円＋地方交付税を大幅カット）

→地方団体のトラウマに

2006年11月

地方6団体の「新地方分権構想検討委員会」最終報告

- ・「地方行政会議」の設置
- ・「地方共有税」構想の実現
- ・地方分権型道州制
- ・憲法改正（地方自治の保障、自治体の財政自主権の保障）
- ・国税と地方税の配分を5対5に
- ・国の地方支部局の整理（今後の重点課題）

その4

- ・2006年12月 地方分権改革推進法成立
- ・2007年4月 地方分権改革推進委員会（丹羽委員会）発足
- ・2009年11月まで4次にわたって勧告

主な成果

- ・義務付け・枠付けの見直し（勧告の7割を実現）
公営住宅の入居基準、道路の構造、保育所の設備基準・・・
- ・事務権限の移譲（勧告の7割を実現）
国から地方へ（看護師の養成施設の指定・監督、商工会議所の定款の変更・・・）
都道府県から市町村へ（未熟児の訪問指導、三大都市圏の用途指定の決定・・・）
- ・国と地方の協議の場の法制化

地方分権改革の現状は

其の1

安倍政権 2013年4月

地方分権改革有識者会議（神野座長）を設置

- ・義務付け・枠付けの見直しで成果
丹羽委員会の勧告に添って改革 6次まで一括法を制定
- ・岩盤規制も一部切り込む
農地転用の移譲
地方版ハローワークの創設
自家用有償旅客運送の監督権限の移譲など

其の2

2014年6月に「地方分権の総括と展望」

そこで、新たに「提案募集方式」と「手挙げ方式」による改革を打ち出す

2014年度	提案535件	実施314件
2015年度	提案228件	実施166件
2016年度	提案303件	実施？

・地方の要望に基づいて法令を見直すのはいいが・・・内容は実に些末
対象は「自治体の事務処理に関わるもの」に限定

→国の組織や財政に影響する提案は認めず

・毎年、新たな法令ができる。いわばイタチごっこ
もはや「分権」ではなく、行政事務の「簡素化」「運用面の微修正」ではないか。

これからどうする？

地方分権の主な狙い

①東京一極集中の是正と国土の均衡ある発展

②画一的な地域づくりから多様な地域づくりへ

・これまでの分権の歴史からわかったこと

①都道府県制をベースとする分権では一極集中の是正効果は上がらない

→では、道州制か？ ←反対論が根強い

②地方の自立が目的なら、せめて国と地方の税源配分は5対5にすべきではないか？
→都市と地方の税収格差が広がる懸念

③「ソフトな中央集権」の方が実は地方は居心地がいい？

ただし、自治体の自立はありえない

今後取り組むとすれば法律の規律密度の緩和か？

・地方分権が進むか否かは地方自身の行動次第 政治運動抜きには無理

交付税頼みの自治体では、かなり厳しいと思われる。

「選択と集中、分担と連携をコンセプトとした自治体経営」

京都府舞鶴市長

多々見 良三

(1950 年生まれ。石川県出身医学博士。2005 年舞鶴共済病院長就任。地域医療問題の解決を公約し、2011 年 2 月から舞鶴市長。現在二期目)

～個々の自治体の特徴を活かした広域水平連携への挑戦～

舞鶴市の地域医療の変遷①

◇平成における激動期

(市外からの流入患者の減少)

平成の時代になり、舞鶴市周辺のすべてに市町村において、中核となる病院整備が行われ、舞鶴市内に入ってくる患者の数は、激減した。

周辺自治体の動き

- ・ 福知山市（平成 5 年）

福知山国立病院を解体して福知山市が買い取り、福知山市民病院として整備

- ・ 与謝野町（平成 6 年）

府立与謝野海病院を総合病院化

- ・ 小浜市（平成 6 年）

公立小浜病院の施設整備

- ・ 綾部市（平成 7 年）

株式会社グンゼの会社の病院であったグンゼ病院を綾部市民病院として整備
舞鶴市の地域医療「再生」に向けた取り組み

経過①

しかし、設置母体の異なる病院を再編統合するには、いずれかの病院を閉鎖しなければならないため、協議は難航。

{当時、舞鶴共済病院長であった私の考え}

各病院の設置母体、医師を派遣する大学、経営状況が異なる中で、市の計画を推進することは、逆に地域医療を崩壊することに繋がる

⇒長年にわたり地域医療に携わった経験をもとに、地域にふさわしい新たな地域医療体制を構築するため、市長選挙への出馬を決意。

平成 23 年 2 月 舞鶴市長選挙

公的 4 病院が連携して地域医療を確保する新しい形の「地域医療の再生」を訴え、当選。

◇中丹地域医療再生計画の修正に向けて、見直し案を提示

「集中と選択」、[分担と連携] による医療再生

○東西地区の医療バランスに配慮

○公的 4 病院の特徴的な機能を充実して、病院間の連携を強化

○各病院間・病診間の連携を強化するための地域医療連携機構を強化

公的 4 病院があたかも 1 つのような総合病院として機能する体制を目指す

平成 24 年 3 月、国において正式に中丹地域医療再生計画の修正が承認され、

[新たな中丹地域医療再生計画] がスタート。

新たな「中丹地域医療再生計画」に基づき、[医療機能の選択と集中、分担と連携]による地域医療の確保を目的に、国の交付金 23 億円を活用し、市内各公的病院の機能強化を実現。

各病院のセンター化による機能充実とともに、市内すべての公的病院が京都府立医科大学の関連病院となるなど、機能強化を推進。

5 市 2 町の広域連携の取り組み

◇北近畿地方拠点都市地域整備推進協議会による広域連携ネットワークの形成

- ・平成5年地域指定：福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、三和町、夜久野町及び大江町

- ・平成23年：京丹後市が参画、5市による広域連携体制の基礎づくり
新エネルギー導入など、共通課題に係る研修会等を実施

◇負の遺産はそれぞれの市町で解決する。

医療、観光、産業、公共交通等総合的に検討して、行かれている。

地方創生の推進において重要なこと

- ・地域の強みを理解し、活かすこと
- ・自分たちのまちに誇りを持つこと

～みらい戦略推進会議・参加団体へのメッセージ～

「舞鶴は素晴らしい地域だということ」

「子供たちに、舞鶴の素晴らしさを伝え、ここで暮らそう、一度はまちをでて
も帰ってこいよと言おう」

「舞鶴を良くするために、一人ひとり出来ることを実践しよう」

歴史、文化、地域環境の違いはあるが、本市も現状把握をしっかりし、早期対応をしていかなければ、地域創生の勝ち組になれない気がします。

変化する政治・経済の中の自治体経営

元東京大学総長 佐々木 毅

イギリスのEU離脱、アメリカの次期大統領にトランプ氏が当選
移民・難民の問題、TPPの問題、極右政党の台頭

世界情勢は、日々変化している。

経済構造の変化も著しい。

前の世代で整備した投資（インフラ）整備をどう利用するか。

コンパクトシティーや人を引き寄せる工夫

高齢化社会における働き方・活動の工夫

地方が元気にならなければ、日本経済は良くならない。

地方行政を考える ～人口問題を中心に～

地方創生総括官 山崎 史郎

地方創生に対する基本知識

- 1・人口減少が、今後急速に進行する
⇒「危機感」の共有の重要性
- 2・地域ごとに、状況・方向性が大きく異なる
⇒地域ごとに必要な「基本戦略」
- 3・地方創生は、総戦力で取り組む必要
⇒「人材活用」と「官民協働体制」

「消滅可能性自治体」民間推計

○人口移動が収束(縮小)しないと仮定した場合の推計によると、20～39歳女性人口が2010年から2040年にかけて半分以上になる自治体の割合は49.8%になる可能性がある。

当井原市でも高卒で、大学等や就職で都会に出られる、特に女性は増しているように見受けられる。いったんは出ても、帰ってこいよ。と声をかけることも大事であろうし、就職先の問題もある。子育ては、しやすい環境であると思うが、実際のところどうであるのか、議会としても調査研究しなければなるまい。また、地方創生は一生懸命にしている自治体と、していない自治体では、大きな差が出るであろうとも言われた。本市はどちらになるか、勝組になるために努力を惜しんではないと思う。